

宮前区野川地区 (3期)

住居表示のしおり

住居表示の実施に伴い、
令和2年11月9日(月)から住所の表し方が変わります。

《郵便番号も次のとおり変わります》

宮前区	<small>みなみのがわ</small> 南野川1～3丁目	〒216-0042
宮前区	<small>のがわだい</small> 野川台1～3丁目	〒216-0043

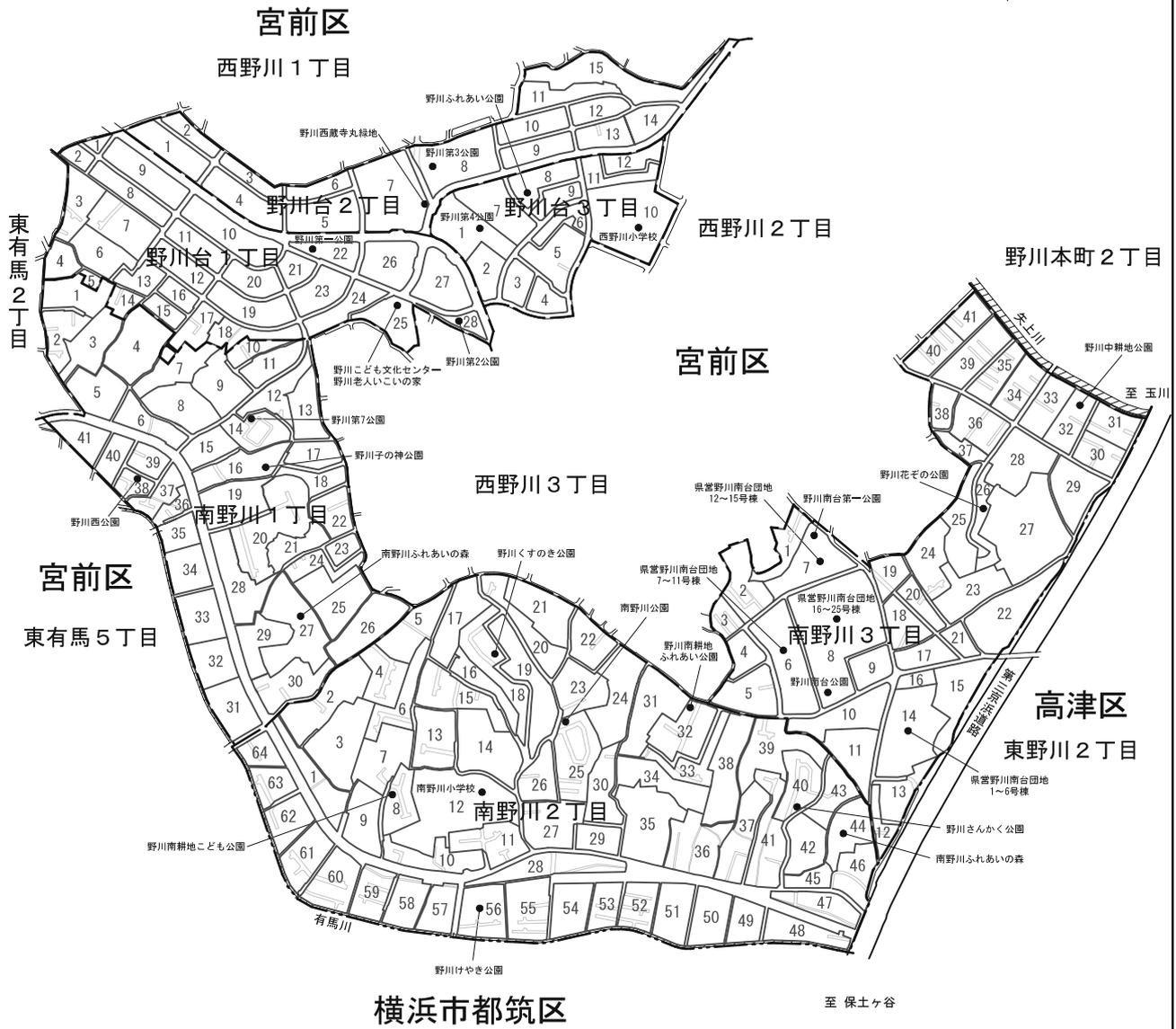
目次

1. 今回お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
 2. 11月9日以降に届くもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 3. 郵便について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 4. 街区表示板の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 5. 証明書の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 6. 新しい住所等の表し方(例)・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
 7. 建物の新築・改築等をする場合に必要な届出・・・・ 6 ページ
 8. 住所変更の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
 9. 土地・建物登記申請書の記載方法について・・・・・・・・ 13 ページ
- 関係機関案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ



街区案内図

川崎市宮前区



凡 例	
市 界	———
区 界	———
町 界	———
街区符号	1
水路等	▨

縮尺=1 : 10,000

1 今回お届けしたもの

①通知書

住居表示後の新しい住所をお知らせするものです。

通知書は、15歳以上の方に対し、1人につき **10通** お届けしています。
ミシン目で切り離してお使いください。

※この通知書は、各種住所変更の手続の際に、住所の表し方が変わったことの
公的な証明として使用することができます。

※通知書が不足する場合や、15歳未満の方で住所変更の証明が必要な場合は、
11月9日(月)以降に「住居の表示の変更証明書」を区役所で請求してください。
(詳細は4ページ「5 証明書の交付について」を参照)

通 知 書		令和2年〇〇月〇〇日
川崎 太郎 様 (世帯主名または被通知者氏名)		川 崎 市 長 印
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、 次のとおり街区符号及び住居番号を付けましたので、同条第3項の規定により通知します。		
氏名又は名称	川崎 太郎 (被通知者氏名)	
住所、居住 施設の場所 } の表示	実施前	〒216-0001 川崎市宮前区 野川〇〇〇〇番地5 △△マンション 705
	実施後	〒216-0042 川崎市宮前区 南野川〇丁目5番6 -705号 △△マンション
住居表示の実施期日		令和2年11月9日
本籍と現住所が同じ方の本籍表示については、上記の新町名と従来の地番で表します。		

《お願い》

戸建ての借家または分譲マンション等の一室に賃貸でお住まいの方は、
所有者や管理者の方に新しい住所をお知らせください。

②小型町名表示板、住居番号表示板 (1棟の建物につき1セット)

新しい住所を表示する青色のアルミ製の表示板です。

下の図のように並べて、門柱や郵便受けなど道路から見やすいところに取付けてください。

※集合住宅(アパート・マンション・団地)の場合は、管理者又は所有者の方にお届けしますので
同封されていません。

小型町名表示板



住居番号表示板



接着剤等で貼付けてください。

2 11月9日以降に届くもの（本籍地が住居表示実施区域内にある方のみ）

本籍の表示変更通知書（11月9日（月）以降に区役所から発送されます。）

住居表示実施に伴う町名の変更により、本籍の表し方が変わったことをお知らせするものです。運転免許証などの本籍の変更手続きの際に御利用ください（手続きの詳細は9ページ参照）。

〒216-0042		川崎市宮前区長 〇〇〇〇		川崎市 区長印
神奈川県川崎市宮前区南野川〇丁目5番6号				
川崎 太郎 様（被通知者氏名）				
本籍の表示変更通知書				
住居表示の実施等により町名等が変更されたことに伴い、次のとおり戸籍の本籍欄の記載を変更しましたので、お知らせいたします。				
なお、この通知書は、本籍の変更届が必要な手続（自動車運転免許証の本籍欄変更など）の際に証明書として使用できます。				
住 所	神奈川県川崎市宮前区南野川〇丁目5番6号			
新本籍	神奈川県川崎市宮前区南野川〇丁目〇〇〇〇番地5			
旧本籍	神奈川県川崎市宮前区野川〇〇〇〇番地5			
変更日	令和2年11月9日			
筆頭者	川崎 太郎			
1	氏名 川崎 太郎（被通知者氏名）	生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	
2	氏名 川崎 花子（被通知者氏名）	生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	
3	氏名 川崎 一郎（被通知者氏名）	生年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	
	氏名	生年月日		
	氏名	生年月日		
<small><備 考> この通知書を更に必要とする場合には、この通知書に代わるものとして「土地の名称等の変更証明書」を無料で交付いたしますので、本籍のある区役所等の証明書交付窓口へ申請してください。</small>				

この通知が不足した場合は、

11月9日（月）以降に「土地の名称等の変更証明書」（**無料**）を御請求ください。

（詳細は4ページ「5 証明書の交付について」を参照）

3 郵便について

○郵便番号 → 表紙に記載のとおり

○宛先が住居表示前の住所で書かれた郵便物について

旧住所宛ての郵便物は、住居表示の実施後も5年程度は従来どおり配達されます。

それ以降については、住居表示実施時の資料などにより把握できる範囲のみ配達されますので、順次、新しい住所への切替え手続をお願いします。なお、郵便局への新住所の連絡は必要ありません。

問合せ先 日本郵便株式会社 **宮前郵便局**

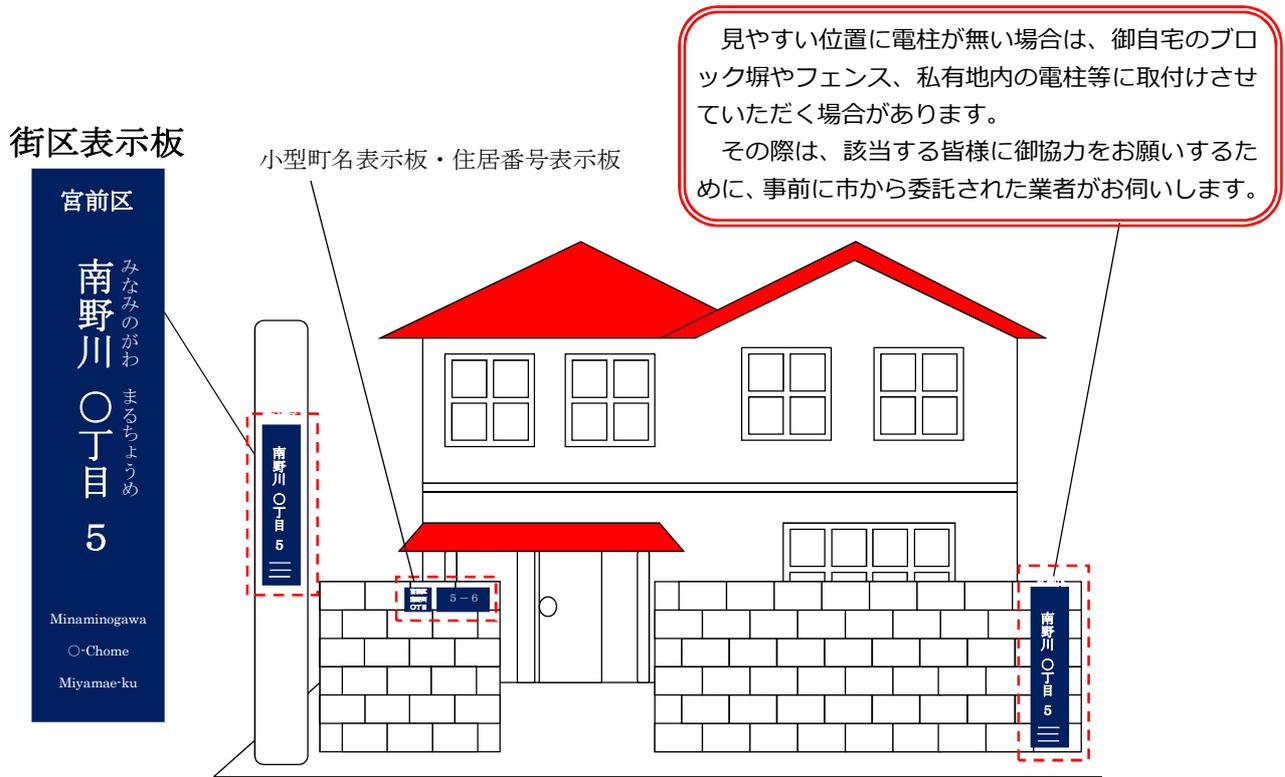
【電話】0570-003-265（→3を選択）

【受付時間】午前9時～午後5時

【所在地】〒216-8799 宮前区有馬4丁目1番1号 **地図2**

4 街区表示板の設置

11月9日(月)以降、街区の角付近の見やすい位置にある電柱等に**街区表示板**を設置しますので、御理解・御協力をお願いいたします。



※街区表示板の破損又は落失等を見つけた場合は、戸籍住民サービス課へ御連絡ください。

5 証明書の交付について

「通知書」又は「本籍の表示変更通知書」が追加で必要な場合や、15歳未満の方の住居表示変更の証明が必要な場合は、通知書と同じ効力を持つ次の証明書を**11月9日(月)以降**に請求できます。手数料はかかりません。

住居表示実施日から2週間程度は、区役所の窓口が大変混み合います。

証明書の発行は実施日以降いつでも可能ですので、できるだけ混雑期を避けて窓口にお越しいただくか、郵送請求を御利用ください。12ページで混雑状況確認方法を御案内しています。

証 明 書	請 求 先 の 窓 口
「住居の表示の変更証明書」 ⇒ 住所 が変更になったことの証明 (「通知書」と同じ効力を持ちます。)	宮前区役所区民課 2階②番窓口 【電話】 044-856-3197 【所在地】 〒216-8570
「土地の名称等の変更証明書」 ⇒ 本籍 が変更になったことの証明 (「本籍の表示変更通知書」と同じ効力を持ちます。)	地図1 宮前区宮前平2丁目20番地5
郵 送 に よ る 証 明 書 の 請 求 方 法	
次の書類を同封し、宮前区役所区民課(上記の住所)に郵送してください。 ・必要な証明書の名称、証明を受ける方の住所(「土地の名称等の変更証明書」を請求する場合は本籍)・氏名、申請者の住所・氏名・電話番号、必要な枚数 を記入した用紙(便せん等) ・返信用封筒(返信先の住所や宛て名を記入し、切手を貼ったもの)	

6 新しい住所等の表し方（例）

【住所】 新しい町名と街区符号・住居番号で表します。	
<実施前>	川崎市 宮前区 野川 4 3 2 1 番地
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>野川台〇丁目</u> <u>8番</u> <u>13号</u> <small>新しい町名 街区符号 住居番号</small>
● 3階建てで15戸以上又は4階建て以上で10戸以上のマンション・団地等の場合	
<実施前>	川崎市 宮前区 野川 ○○○○番地5 □□マンション101 <small>方書（かたがき）</small>
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>野川台〇丁目</u> <u>1番</u> <u>2-101号</u> □□マンション <small>新しい町名 街区符号 住居番号 方書（かたがき）</small>
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 部屋番号までが住所になります </div>	
【本籍】 新しい町名と従来の地番で表します。 ※住所の表し方とは別です。	
<実施前>	川崎市 宮前区 野川 4 3 2 1 番地 1 5
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>野川台〇丁目</u> 4 3 2 1 番地 1 5 <small>新しい町名</small>
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 新しい町名に変わり、番地はそのままです。 </div>	
● 実施日以降、転籍届により街区符号を用いて本籍を表示することができます。	
<転籍後>	川崎市 宮前区 <u>野川台〇丁目</u> <u>8番</u> <small>新しい町名 街区符号</small>
※転籍届の詳細は、宮前区役所区民課（電話044-856-3147）までお問合せください。	
【不動産（土地・建物）】 新しい町名と従来の地番で表します。	
[土 地]	
<実施前>	川崎市 宮前区 野川字中耕地 4 3 2 1 番 1 5
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>野川台〇丁目</u> 4 3 2 1 番 1 5 <small>新しい町名</small>
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 新しい町名に変更され、字（あざ）の表示が無くなります </div>	
[建 物]	
<実施前>	川崎市 宮前区 野川字中耕地 4 3 2 1 番地 1 5
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>野川台〇丁目</u> 4 3 2 1 番地 1 5 <small>新しい町名</small>
※法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明書等の請求の際には、土地や建物の所在地は <u>住居番号ではなく土地の番号（地番）</u> で申請してください。	

7 建物の新築・改築等をする場合に必要な届出

住居表示の実施後に建物の新築、建替えをする場合又は、建物の出入口の変更を伴う改築、取壊し等をする場合には届出が必要になります。

今後建替え等をされる際には、次のとおり手続きをしてください。

《必要書類》

①住居表示に関する建築物の新築等届出書

届出書は川崎市役所ホームページでダウンロードできます。(PDF形式)
(本市ホームページのトップページ上部の検索バーから次の図のように検索してください。)

住居表示に関する建築物の新築等届出書



各区役所区民課及び川崎市市民文化局戸籍住民サービス課窓口でも配布しています。

②案内図 (地図に建築場所を印してください。)

③配置図 (出入口を矢印で印してください。)

④公図の写し (お手元があれば、コピーして添付してください。)

⑤各階平面図 (共同住宅の場合は、部屋番号を入れたもの。一戸建の場合は不要です。)

《送付先・問合せ先》郵送で届出ができます。

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル9階
川崎市 市民文化局 戸籍住民サービス課 管理係 地図6

【電話】044-200-2735 【ファクス】044-200-3912

※上記窓口でも届け出ることができます。(受付時間 平日午前8時30分～午後5時)

なお、この届出は区役所では受け付けていません のでご注意ください。

8 住所変更の手続について

住居表示の実施により、住所や本籍の表記が変更されます。本人による住所変更手続が必要とされるものについては、**11月9日以降**に順次手続をお願いいたします。

■手続が不要なもの（公簿関係）

対 象	内 容
住民票	自動的に新しい住所に変更されます。
印鑑証明（印鑑登録原票）	
戸籍、戸籍の附票	
125cc以下の二輪車 （原動機付自転車等）	
土地登記簿・建物登記簿の表 題部の所在欄	表題部のみ法務局にて職権で変更されるため、手続不要です。ただし、所有者等の住所は申請があるまで変わりません。詳しくは10ページを御参照ください。
旅券（パスポート）の住所	最終ページに旧住所の記載がある方は、御自身で二重線を引き訂正してください。 【問合せ先】神奈川県パスポートセンター電話案内センター 【電話】045-222-0022

■手続が不要なもの（保険証・医療証関係）

地図 1

対 象	内 容	問合せ先【宮前区役所】
国民健康保険被保険者証 （兼高齢受給者証も含む）	旧住所表記のままで引き続き使用できます。 新住所が記載されたものを希望される場合は、宮前区役所の担当部署にお問合せください。	保険年金課 国保資格・賦課係 【電話】044-856-3156
後期高齢者医療被保険者証		保険年金課 後期・介護保険料係 【電話】044-856-3159
介護保険被保険者証		高齢・障害課 障害者支援係 【電話】044-856-3304
身体障害者手帳	旧住所表記のままで引き続き使用できます。 新住所が記載されたものを希望される場合は、宮前区役所の担当部署にお問合せください。	高齢・障害課 精神保健係 【電話】044-856-3262
療育手帳		保険年金課 国保給付・医療費助成係 【電話】044-856-3275
精神障害者保険福祉手帳		
自立支援医療受給者証 （精神通院医療）	引き続き使用できます。 市から新住所が表示された医療証を該当者に順次郵送します。古い医療証は、次回来庁の際に、宮前区役所保険年金課に御返却ください。	地域ケア推進課 【電話】044-856-3254
(乳)医療証（小児）		
(親)福祉医療証（ひとり親 家庭等）	引き続き使用できます。 市から新住所が表示された医療証を該当者に順次郵送します。古い医療証は、次回来庁の際に、宮前区役所地域ケア推進課に御返却ください。	
(障)医療証（重度障害者）		
(ぜ)医療費受給証（小児ぜん 息患者）		
(成ぜ)医療証（成人ぜん息 患者）		

■ 手続きが不要なもの（前述以外の代表的なもの）

対 象	内 容	問合せ・手続先
年金 ・ 国民年金・厚生年金受給権者（当該年金を受給している方） ・ 国民年金第1号被保険者（自営業、学生等） ・ 国民年金第3号被保険者（会社員、公務員に扶養されている配偶者） ・ 厚生年金被保険者	<p>手続は原則不要ですが、<u>マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方、住民票の住所以外の居所を登録している方は、住所変更手続をする必要があります</u>ので、詳細は年金事務所にお問合せください。</p> <p>また、住居表示後に日本年金機構から送付された通知等の住所が変更にならない場合は手続が必要になることがありますので、年金事務所にお問合せください。</p> <p>※厚生年金に加入されている方・その扶養に入られている配偶者の方は、お勤めの会社へ届け出てください。</p> <p>※企業年金を受給している方は別途手続が必要となりますので、加入されている年金の管轄の事務所等に個別にお問合せください。</p>	日本年金機構 高津年金事務所 【電話】 044-888-0111 【所在地】 地図3 高津区久本 1-3-2 【受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分
水道 東京ガス NTT 固定電話 東京電力 NHK	<p>手続は不要です。</p> <p>ただし、左記の事業者以外から電気やガスを購入している場合は、手続が必要となることがありますので、契約先に御確認ください。</p>	
学校	<p>(1) 川崎市立の小中高等学校に就学している場合は手続不要です。ただし、学校から新住所の記載を求められた場合は御対応ください。</p> <p>(2) 上記以外の学校に就学している場合は学校にお問合せください。証明書の提示を求められた場合には、宮前区役所にて無料で住居表示を実施したことの証明書を発行できます（4ページ 5「証明書の交付について」参照）。</p>	
車庫証明	<p>車庫証明の変更は、本人の引越しや名義変更の際に必要なもののため、住居表示に関する手続は不要です。</p>	
郵便	<p>配達に関する手続は不要です。ただし、<u>ゆうちょ銀行、かんぽ保険等については手続が必要</u>です。</p>	
ふるさと納税ワンストップ特例制度	<p>既に申請済みの場合、自治体によって手続が必要になることがありますので、納付先の自治体に御確認ください（納付先が川崎市の場合は手続不要です）。なお、11月9日以降に申請する場合は新しい住所で申請してください。</p>	

■ 手続きが**必要なもの**【自動車関係】（**11月9日以降**に手続きしてください）

	対 象	手続内容	問合せ・手続先
□	自動車運転免許証 の住所・本籍欄	<p>【いつまで】実施後速やかに（免許証の次回更新時でも差支えありません）</p> <p>【必要なもの】①運転免許証 ②通知書（または住居の表示の変更証明書） ③本籍の表示変更通知書（または土地の名称等の変更証明書）</p> <p>※ ③は本籍が実施区域内にある場合、11月9日以降郵送されますので、本籍の変更も同時に行う場合は、③が届いてから手続きをしてください。ただし、住居表示実施前の住所と本籍が同一の場合に限り、③を省略することができます。</p>	<p>宮前警察署交通課 交通総務係免許窓口</p> <p>【電話】044-853-0110 【所在地】〒216-0006 宮前区宮前平 2-19-11 地図1</p> <p>【受付時間】 午前8時30分～正午、 午後1時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）</p>
<p>免許証の住所変更窓口は、住居表示実施後から1月頃まで混雑が予想されます。 新型コロナウイルス感染予防等の観点から、2月以降の手続をお勧めします。</p>			
□	自動車検査証（軽自動車を除く自動車と250ccを超える二輪車）の住所欄及び使用の本拠の位置欄	<p>【いつまで】実施後速やかに</p> <p>【手続方法】窓口のみ（郵送不可）</p> <p>【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の変更証明書） ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③印鑑（認印。スタンプ印不可）</p>	<p>関東運輸局神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所</p> <p>【電話】050-5540-2036 オペレーター対応 0→37 を選択 音声案内 0→321を選択</p> <p>【所在地】地図6 川崎区塩浜 3-24-1</p> <p>【受付時間】午前8時45分～午前11時45分、 午後1時～午後4時</p>
□	軽自動車届出済証（軽二輪[125ccを超え250cc以下]）の住所欄及び使用の本拠の位置欄	<p>【いつまで】実施後速やかに</p> <p>【手続先】右記</p> <p>【手続方法】窓口のみ（郵送不可）</p> <p>【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の変更証明書） ②自動車検査証 ③印鑑（認め印。スタンプ印不可）</p>	<p>軽自動車検査協会神奈川事務所</p> <p>【電話】050-3816-3118 【所在地】横浜市都筑区佐江戸町字宮田770-1 地図5</p> <p>【受付時間】午前8時45分～11時45分、午後1時～4時（土日祝日、年末年始を除く）</p>

※業者等に自動車検査証の手続を依頼する場合、代行手数料が発生することがありますので事前に相手方に確認してください。

■ 手続きが**必要なもの**【不動産関係】（**11月9日以降**に手続きしてください）

	変更対象	手続き内容	問合せ・手続き先
□	土地・建物等の登記 （所有者の住所欄。 ※不動産の所在地 [表題部]は自動的に 新町名に変更されま ず）	【いつまで】 今後売買・相続・抵 当権設定等の登記を申請する までに 【手続き先】 不動産の所在地を管轄する法 務局 【手続き方法】 窓口または郵送 【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の 変更証明書） ②登記申請書（同封の用紙が不 足する場合は、コピーして使用 するか、法務局ホームページ・ 市ホームページからも印刷で きます。） ③申請者ごとの印鑑（スタンプ 印不可） 【費用】 <u>通知書を提出すること で登録免許税は免除</u> になりま す。 ※申請用紙の記載例は 13～15 ページ「9 土地・建物登記申 請書の記載方法について」 を 参照	(1)宮前・高津・多摩・麻生 区内の不動産 横浜地方法務局麻生出張所 【電話】044-955-2222 【所在地】 <u>地図4</u> 麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎 (2)川崎・幸・中原区内の不 動産 横浜地方法務局川崎支局 【電話】044-244-4166 【所在地】 <u>地図6</u> 川崎区宮前町 12-11 川崎法務総合庁舎 【受付時間】 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分（土日 祝日、年末年始を除く）

■ 手続きが**必要なもの**【法人関係】（**11月9日以降**に手続きしてください）

	変更対象	手続き内容	問合せ・手続き先
□	法人登記 （本店・支店・役員 等の住所変更）	【いつまで】 <u>本店は実施日か ら2週間以内。支店は3週間 以内。</u> 【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示 の変更証明書） ②変更登記申請書 ③法務局へ提出している印鑑 ※法人に対しては、通知書等 とあわせて「 <u>法人の変更登記 のしおり</u> 」をお配りしていま す。詳細はそちらを御覧くだ さい。	法人の所在地を管轄する法務 局。 川崎市内の法人の場合は、横浜 地方法務局法人登記部門の管 轄です。 【電話】045-641-7956 【所在地】 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 【受付時間】 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分（土日祝日、 年末年始を除く）

■ 手続きが**必要**なもの【マイナンバー関係】（**11月9日以降**に手続きしてください）

住居表示実施日から2週間程度は、区役所の窓口が大変混み合います。

実施日以降であれば手続きはいつでも可能ですので、混雑期を避けての来庁をお勧めします。

	変更対象	手続き内容	問合せ・手続き先
□	<p>マイナンバーカード (写真付き)</p>  <p>(表)</p>  <p>(裏)</p>	<p>券面の住所を更新します。 【いつまで】11月9日以降来庁時 【必要なもの】</p> <p>①マイナンバーカード(写真付き) ②交付時に設定した住民基本台帳用暗証番号(4桁の数字。不明な場合は本人がパスワードを再設定する必要があります。再設定にはマイナンバーカード以外にもう1点本人確認資料が必要になります。)</p> <p>※同一世帯の御家族で、上記②の暗証番号がわかる場合に限り、代理で更新手続きをすることができます。委任状は不要ですが、代理人の本人確認資料(運転免許証等)が必要になります。</p> <p>※e-Tax等で使用する署名用電子証明書(公的個人認証サービス)は、<u>住居表示後も失効せず引き続き使用できます。</u></p> <p>※<u>マイナンバー通知カード(薄い緑色の紙製カードで、写真付きでないもの)については、新住所の記載ができません。</u>マイナンバーは変わりませんので、引き続きマイナンバー確認用の書類として保管してください。</p>	<p>【問合せ】マイナンバーコールセンター 【電話】0120-380-366 【受付時間】午前9時から午後7時まで(年末年始を除く)</p> <p>※一部、IP電話等で上記の番号に繋がらない場合は、050-3818-8783 におかけください。</p> <p>【手続き場所】 宮前区役所区民課 (2階3番窓口) 【電話】044-856-3144 【所在地】地図1 宮前区宮前平2-20-5 【受付時間】 平日午前8時30分～午後5時、第2・4土曜日午前8時30分～午後0時30分(第2・4土曜以外の土日祝日年末年始除く)</p>
□	<p>住民基本台帳カード (写真付きかつ有効期間内のもの)</p>	<p>カードの裏面に新住所を記載します。詳細はお問合せください。 なお、マイナンバー法の施行に伴い、住民基本台帳カードの新規交付及び再交付は現在できませんので、写真付きのマイナンバーカード(個人番号カード)への切替を御検討ください。</p>	<p>宮前区役所区民課 (2階3番窓口) 【電話】044-856-3144 【所在地】地図1 宮前区宮前平2-20-5 【受付時間】平日午前8時30分～午後5時、第2・4土曜日午前8時30分～午後0時30分(第2・4土曜以外の土日祝日年末年始除く)</p>

■ 手続きが**必要**なもの【外国人関係】（**11月9日以降**に手続きしてください）

住居表示実施日から2週間程度は、区役所の窓口が大変混み合います。

実施日以降であれば手続きはいつでも可能ですので、混雑期を避けての来庁をお勧めします。

	変更対象	手続き内容	問合せ・手続き先
<input type="checkbox"/>	在留カード	カード表面の住所を更新しますので、在留カードまたは特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）を宮前区役所の区民課窓口に持参してください。	宮前区役所区民課（2階3番窓口） 【電話】044-856-3144 【所在地】宮前区宮前平2-20-5 地図1 【受付時間】 平日午前8時30分～午後5時、第2・4土曜日午前8時30分～午後0時30分（第2・4土曜日以外の土日祝日、年末年始を除く）
<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書		

宮前区役所（区民課・保険年金課等）の混雑状況は
ホームページから確認できます。

マイナンバーカードの手続きや住民票等の証明発行窓口の受付待ち人数を、下記の宮前区役所ホームページで確認することができますので、来庁の際はあらかじめ御確認いただくことをお勧めします。

（宮前区役所）区民課・保険年金課・児童家庭課の窓口混雑状況
<http://www.city.kawasaki.jp/miyamae/page/0000058448.html>



■ その他、手続きが**必要**なもの例（**11月9日以降**に手続きしてください）

	変更対象	手続き内容
<input type="checkbox"/>	携帯電話、インターネット回線契約等	<p>手続き方法については各関係先にお問合せください。</p> <p>なお、住居表示に関する公的な証明の提出が必要となった場合は、「通知書」（または住居の表示の変更証明書）を御利用ください。</p>
<input type="checkbox"/>	生命保険、医療保険等	
<input type="checkbox"/>	銀行、証券会社等	
<input type="checkbox"/>	勤務先への届け	
<input type="checkbox"/>	各種免許証・許可証等	
<input type="checkbox"/>	各種会員登録等	

※ホームページ等から住所変更の手続きをする場合、新しい郵便番号や町名が選択できないことがあります。各社が使用しているシステム等の更新時期によって新郵便番号等の反映されるタイミングが異なりますので、期間をあけて手続きしていただくか、各手続き先に個別にお問合せください。

9 土地・建物登記申請書の記載方法について（川崎市内の土地・建物の場合） （11月9日以降に手続きしてください）

- 登記申請書は1枚作成し、登記原因証明情報（「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」）を添付して、法務局（登記所）に提出してください。登記完了後、登記完了証が交付されます。
- 郵送による登記申請書の提出及び登記完了証の受領が可能です。
必要書類と一緒に、返信用封筒（郵便料金+簡易書留 320 円の切手を貼付したもの）を同封し、登記申請書記載の送付の方法により登記完了証等の交付を希望する旨の文頭の□にチェックをつけてください。
- 下記の【記載事項】及び14・15ページの書式例を参照し、下線の箇所を記入してください。
- 数字は「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9」を用いて記入してください。
- 登記申請書は、御自身で同様の書式を作成したもので構いません。
※不動産所有名義人の住所変更は、売買、抵当権設定などの申請をする際に手続きされても構いません。
※同封した登記申請書が不足する場合は、コピーして使用するか、法務局ホームページや市ホームページからも印刷できます。

【記載事項】

- ①変更後の事項
住居表示で変更になった**新しい住所**を記入して下さい。
- ②申請人
新しい住所、氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印（認印で結構ですが、スタンプ印は不可です。）してください。また、共有者の方で変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、共有者ごとに別の印を押印してください。
※3人以上で共有の場合は、3人目以降は余白に住所・氏名を記入し、押印してください。
- ③添付書類
登記原因証明情報（「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」）を各申請人分添付してください。
なお、通知書に記載されている実施前の住所と登記上の住所が違う方は、その移転等を証明するもの（住民票等）も必要ですので、詳しくは法務局（登記所）にお問合せください。
- ④申請年月日
法務局（登記所）へ提出する年月日を記入し、提出先の支局又は出張所名を記入してください。
- ⑤不動産の表示
新しい町名以外は、登記事項証明書や皆さんがお持ちの登記済証（権利証）又は登記完了証を参照し、登記情報のとおり記入してください。

【管轄の法務局】

所有している土地や建物がある場所によって、管轄の法務局（登記所）が異なります。
※登記手続案内は**予約制**です。事前に、電話又は窓口で手続案内日時をお申し込みください。
なお、登記手続案内を御利用の場合、**上記③添付書類の他、印鑑（スタンプ印不可）や登記事項証明書（要約書）又は登記済証（権利証）をお持ちください。**

- 高津、宮前、多摩、麻生区内にあるものは、**横浜地方法務局麻生出張所**の管轄です。
麻生区上麻生1丁目3番14号 ☎案内図16ページ [地図4](#)
電話044-955-2222
 - 川崎、幸、中原区内にあるものは、**横浜地方法務局川崎支局**の管轄です。
川崎区宮前町12番11号 ☎案内図17ページ [地図6](#)
電話044-244-4166
- 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です（土・日・祝日、年末年始を除く）。

【書式例 1】 登記申請書の記載例

(土地と建物を同時に申請する場合)

- ・下線の部分を御記入ください。
- ・新しい町名以外は、登記情報のとおりにお記入ください。

※受付シールを貼るスペースです。この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年11月9日住居表示実施

変更後の事項 住所 川崎市宮前区 南野川〇丁目5番6号

申請人 川崎市宮前区南野川〇丁目5番6号

川崎太郎

印

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請書提出年月日

添付書類

登記原因証明情報 (1通)

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 横浜地方法務局 麻生出張所(又は川崎支局)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

申請人の住所宛送付の方法により登記完了証等の交付を希望する。

(返信用封筒及び切手を御用意ください)

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所在 川崎市宮前区南野川〇丁目

地番 〇〇番

地目 宅地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所在 川崎市宮前区南野川〇丁目〇〇番地

家屋番号 〇〇番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階43・00平方メートル

2階38・62平方メートル

住居表示後の所有者の新しい住所

平日日中に連絡が取れる連絡先(携帯電話等)

「通知書」又は「住居の表示の変更証明」

管轄の法務局のどちらかを記載

登記事項証明書等に記載されている不動産番号を記載した場合は、その他(所在等)の記載を省略することができます。

新しい町名と従前の地番で記入してください。

※書き方については法務局へお問合せください。

【書式例 2】 登記申請書の記載例

(敷地権の登記がある区分建物)

- ・下線の部分を御記入ください。
- ・新しい町名以外は、登記情報のとおりにお記入ください。

※受付シールを貼るスペースです。この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年11月9日住居表示実施

変更後の事項 住所 川崎市宮前区 南野川〇丁目5番6号

申請人 川崎市宮前区南野川〇丁目5番6号

川崎太郎 印

申請書提出年月日

連絡先の電話番号 000-0000-0000

添付書類

登記原因証明情報 (1通)

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 横浜地方法務局 麻生出張所(又は川崎支局)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

申請人の住所宛送付の方法により登記完了証等の交付を希望する。
(返信用封筒及び切手を御用意ください)

不動産の表示

所在 川崎市宮前区南野川〇丁目

一棟の建物の表示

所在 川崎市宮前区南野川〇丁目1031番地15

建物の名称 〇〇マンション

不動産番号 1234567890123

専有部分の建物の表示

家屋番号 南野川〇丁目1031番の15

建物の名称 301号

種類 居宅

構造 鉄骨造1階建

床面積 3階部分 60.12平方メートル

敷地権の表示

符号 1

所在及び地番 川崎市宮前区南野川〇丁目1031番

地目 宅地

地積 500.00平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の35

住居表示後の所有者の新しい住所

平日日中に連絡が取れる連絡先(携帯電話等)

「通知書」又は「住居の表示の変更証明」

管轄の法務局のどちらかを記載

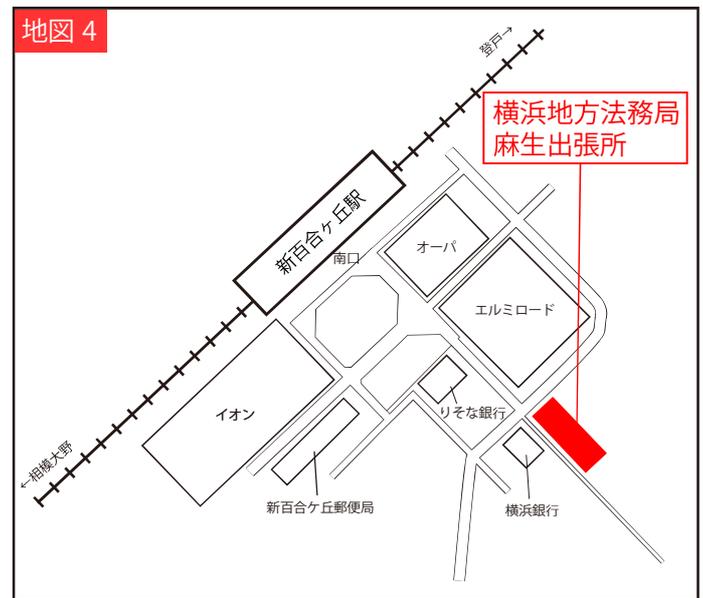
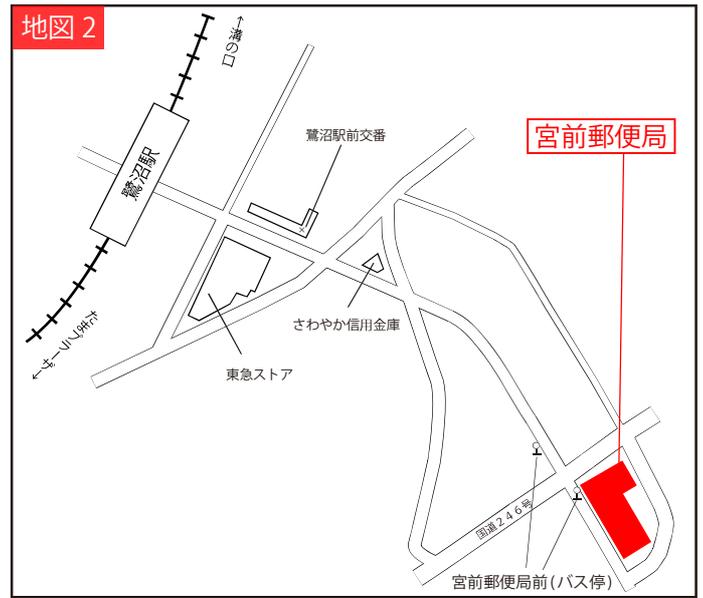
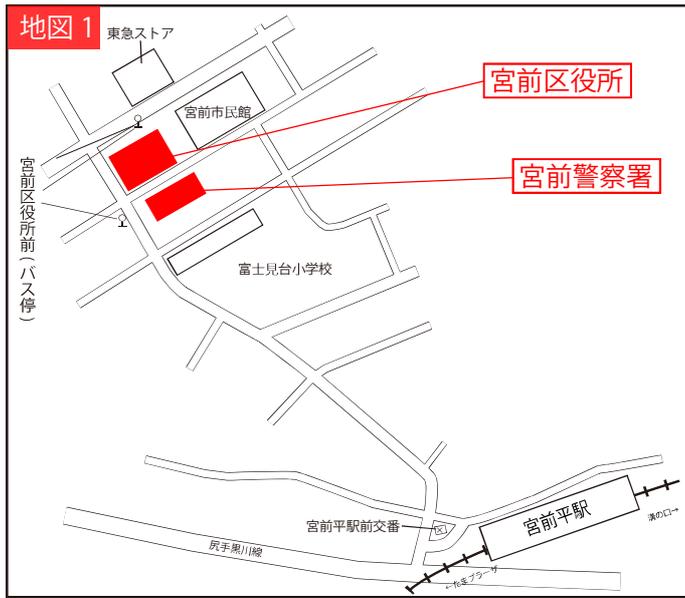
登記事項証明書等に記載されている不動産番号を記載した場合は、その他(所在等)の記載を省略することができます。

新しい町名と従前の地番・家屋番号で記入してください。

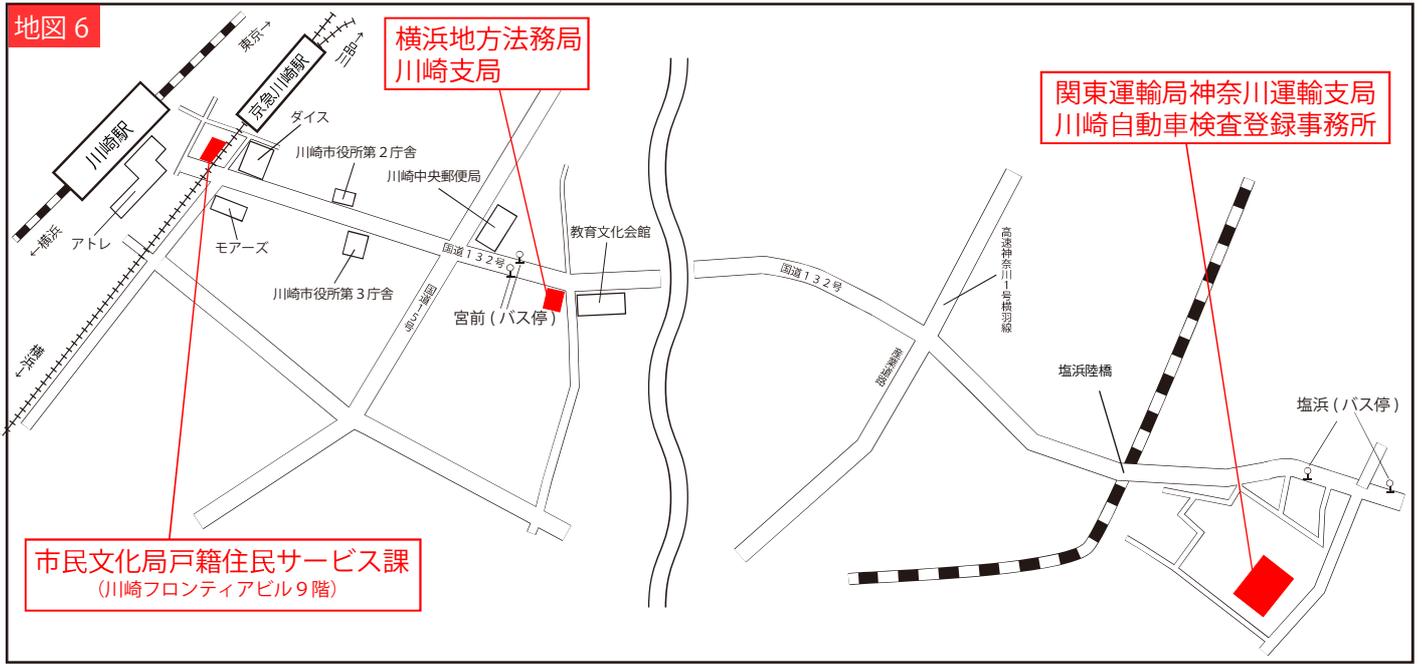
不動産番号を記載した場合でも「敷地権の種類」「敷地権の割合」の記載を省略することはできません。

※書き方については法務局へお問合せください。

関係機関案内図



地図 6



関係機関問合せ先一覧

(住居表示実施直後は電話が大変混み合い、繋がりにくいことがあります)

宮前区役所 (宮前区野川地区の管轄) 〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番地5		
マイナンバーカード (個人番号カード)、住民基本台帳カード 特別永住者証明書、在留カードの手続に関すること	区民課住民記録第1係 電話(044)856-3144	
「住居の表示の変更証明書」 「土地の名称等の変更証明書」の交付に関すること	区民課窓口サービス向上担当 電話(044)856-3197	
国民健康保険 (兼高齢者受給証含む)	保険年金課国保資格・賦課係 電話(044)856-3156	
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証に関すること	保険年金課後期・介護保険料係 電話(044)856-3159	
①医療証 (小児)、②福祉医療証 (ひとり親家庭等) ③医療証 (重度障害者) に関すること	保険年金課国保給付・医療費助成係 電話(044)856-3275	
障害者手帳に関すること	身体障害者手帳、療育手帳 高齢・障害課障害者支援係 電話(044)856-3304	
	精神障害者保険福祉手帳 高齢・障害課精神保健係 電話(044)856-3262	
④医療費受給証 (小児ぜん息患者) ⑤医療証 (成人ぜん息患者) に関すること	地域ケア推進課 電話(044)856-3254	
郵便に関すること		
日本郵便株式会社 宮前郵便局 電話 (0570) 003-265→3をプッシュ 〒216-8799 宮前区有馬4丁目1番1号	運転免許証に関すること	
	宮前警察署交通課交通総務係免許窓口 電話 (044) 853-0110 〒216-0006 宮前区宮前平2丁目19番地11	
車検証に関すること		
関東運輸局神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 電話 (050) 5540-2036 〒210-0826 川崎区塩浜3丁目24番1号	軽自動車検査協会神奈川事務所 電話 (050) 3816-3118 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町字宮田770番1	
不動産登記に関すること		
横浜地方法務局麻生出張所 (高津・宮前・多摩・麻生区内の不動産) 電話 (044) 955-2222 〒215-0021 麻生区上麻生1丁目3番14号 川崎西合同庁舎2階	横浜地方法務局川崎支局 (川崎・幸・中原区内の不動産) 電話 (044) 244-4166 〒210-0012 川崎区宮前町12番11号 川崎法務総合庁舎	
年金に関すること		
高津年金事務所 電話 (044) 888-0111 〒213-8567 高津区久本1丁目3番2号	住居表示全般に関すること	
	川崎市 市民文化局戸籍住民サービス課 電話 (044) 200-2736 ファクス (044) 200-3912 メール 25koseki@city.kawasaki.jp → 〒210-0007 川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階	

